

平成30年度 白浜町

建設工事等入札参加資格審査申請要項（中間年度）

白浜町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント業務等の入札に参加を希望される方は、町内業者に限り、入札参加資格審査申請書の受付を行います。白浜町入札参加資格審査提出要領をご精査の上、関係書類を添えて申請して下さい。

1. 申請者の資格について

(1) 以下の①から⑥の項目に該当しない者

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に規定する事実該当した後、3年を経過しない者
- ③ 白浜町税、消費税及び地方消費税に未納がある者（会社更生法に基づく更生手続きの開始が決定された者又は民事再生法に基づく再生手続きの開始が決定された者を除く）
- ④ 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- ⑤ 会社更生法による更生手続開始の申立を行っている者又は民事更生法による更生手続開始の申立を行っている者で、これらの開始が決定されていない者
- ⑥ 有資格業者又は有資格業者の役員等が暴力団員又は暴力団関係者と認められる者

(2) 以下の①から⑥の項目に該当する者

- ① 建設業法第2条第3項に規定する建設業者のうち、平成28年7月1日直後の営業年度終了日以降に経営事項審査を受けた者
- ② 測量法第10条の3に規定する測量業者
- ③ 建設コンサルタントのうち土木に関する工事の設計、調査、企画等の受託を業とする者
- ④ 建設コンサルタントのうち建築に関する工事の設計、監理等の受託を業とする者（建築一般を希望する者にあつては、建築士法第23条第1項の規定により登録を受けた者に限る。）
- ⑤ 地質調査業者登録規程第2条第1項の規定により登録を受けた者
- ⑥ 補償関係コンサルタント業務を営む者

2. 申請時の注意事項

申請書類に虚偽の記載をしたり又は重要な事実の記載をしなかった場合には、入札参加資格の決定が受けられず、また、決定後発覚した場合には、資格を取り消すことがあります。

3. 申請者の区分について（町内・町外業者の定義）

- (1) 法人事業者の場合、町内に本店（本拠）を置き、町内を中心に事業活動等を行っている業者を町内業者とします。
- (2) 個人事業者の場合、代表者が町内に住民登録をし、町内を中心に事業活動等を行っている業者を町内業者とします。
- (3) 本店（本拠）が町外にあり、町内に支店を置いている法人事業者並びに代表者が町内に住民登録をしていない個人事業者は町外業者とします。

4. 申請期間

平成30年2月15日から平成30年3月15日まで

5. 有効期間

1年間（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

6. 提出先

〒649-2211

和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地

白浜町役場 総務課管財係

電話：0739-43-6597

7. 提出書類

提出書類については、申請書提出要領を「白浜町ホームページ」に掲載していますので参照ください。